

公立大学法人福井県立大学個人情報保護取扱規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第57号

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)および個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年福井県条例第36号。以下「法施行条例」という。)の施行に関し必要な事項ならびに法および法施行条例の施行に関し、公立大学法人福井県立大学(以下「法人」という。)が行う個人情報の保護に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等または個人識別符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された地方公共団体等行政文書(法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。)を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供するものとする。記載した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 個人情報取扱事務の名称
- 二 個人情報取扱事務の目的
- 三 個人情報を収集する根拠
- 四 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- 五 個人情報の対象者
- 六 個人情報の記録項目
- 七 個人情報の収集先
- 八 その他必要な事項

2 前項の規定により作成した登録簿に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該登録簿を廃棄するとともに知事に報告するものとする。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- 一 役員および職員または役員および職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務

4 第1項の登録簿は、様式第1号とする。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿(様式第2号)によるものとする。

(開示請求書)

第4条 法第77条第1項の書面は、開示請求書(様式第3号)とする。

(開示決定通知書等)

第5条 法第82条第1項の書面は、開示決定通知書(様式4号)とする。

2 法第82条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書(様式第5号)とする。

(開示決定等期限延長通知書等)

第6条 法施行条例第5条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書(様式第6号)とする。

2 法施行条例第6条の書面は、開示決定等期限特例延長通知書(様式第7号)とする。

(他の行政機関の長等への開示請求事案移送書等)

第7条 法第85条第1項の規定による移送は、他の行政機関の長等への開示請求事案移送書(様式

第8号)によりするものとする。

- 2 法第85条第1項の書面は、開示請求者への開示請求事案移送通知書(様式第9号)とする。
(第三者意見照会書等)

第8条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(法第86条第1項適用)(様式第10号)によりするものとする。

- 2 法第86条第2項の書面は、第三者意見照会書(法第86条第2項適用)(様式第11号)とする。
- 3 法第86条第1項および第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書(様式第12号)とする。
- 4 法第86条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(様式第13号)とする。
(開示の実施方法等申出書)

第9条 法第87条第3項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書(様式第14号)によりするものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第10条 法第89条第7項に規定する手数料は、徴収しない。ただし、法第87条第1項の規定による文書または図画の閲覧以外の方法により開示を受ける者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(写しの送付に要する費用)

第11条 令第28条第5項に規定する写しの送付に要する費用の納付方法は、法人の発行する請求書による納付とする。

(訂正請求書)

第12条 法第91条第1項の書面は、訂正請求書(様式第15号)とする。

(訂正決定通知書等)

第13条 法第93条第1項の書面は、訂正決定通知書(様式第16号)とする。

- 2 法第93条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(様式第17号)とする。

(訂正決定等期限延長通知書等)

第14条 法施行条例第7条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第18号)とする。

- 2 法第95条の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(様式第19号)とする。

(他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書等)

第15条 法第96条第1項の規定による移送は、他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書(様式第20号)によりするものとする。

- 2 法第96条第1項の書面は、訂正請求者への訂正請求事案移送通知書(様式第21号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第16条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第22号)とする。

(利用停止請求書)

第17条 法第99条第1項の書面は、利用停止請求書(様式第23号)とする。

(利用停止決定通知書等)

第18条 法第101条第1項の書面は、利用停止決定通知書(様式第24号)とする。

- 2 法第101条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書(様式第25号)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書等)

第19条 法施行条例第8条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書(様式第26号)とする。

- 2 法第103条の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第27号)とする。

(諮問書等)

第20条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式第28号)によりするものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。